

經濟論叢

第122卷 第1・2号

哀 辞

故小島昌太郎名誉教授遺影および略歴

The Oriental Bank Corporation, 1851-84年(下)

.....	本 山 美 彦	1
ドイツ第二帝制における1879年の政策転換に 関する一研究	野 田 敬 一	23
労働者の生活時間構造と余暇	福 島 利 夫	45
資本主義社会における老人の生存権について	小 川 和 憲	68
ゴエルロ計画の方法と発表後の経過	中 江 幸 雄	86

追 憶 文

小島昌太郎先生を憶う	堀 江 保 蔵	111
小島昌太郎先生を偲ぶ	中 谷 實	114

昭和53年7・8月

京 都 大 学 經 濟 學 會

資本主義社会における老人の生存権について

小 川 和 憲

I は じ め に

わが国の老人問題は現代きわめて重大化しており、今後人口の老齢化などの諸要因ともあいまって一層激化するものと考えられる。しかしこうしたきびしい状態の中で、老人を中心とする国民諸階層の強い要求と闘いによって老人福祉の面でも大きな成果が得られている。例えば年金制度が大幅に改善され、老人医療費無料制度が実施されたこと、などがそれである。さらに老人問題の研究者や老人福祉従事者などの努力によって老人福祉の当面する課題も明らかにされつつある。老人の介護における保持的機能と開発的機能の体系的把握の重要性、在宅ケア、コミュニティ・ケアの重要性、医療と福祉の総合的システム化、特に病院と家庭・老人ホームとの間の中間施設とそこにおけるリハビリテーションの重要性、などの指摘がそれである。

このような老人福祉の一定の発展にもかかわらず、われわれはそれが老人問題の根本的解決につながるか、ということについては疑問を持たざるをえない。なぜなら第一に、今日われわれが当面している老人問題は資本主義社会におけるそれであるが、資本主義社会において労働能力のない老人が生存権を持つか、持つとすればその社会的条件は何か、第二に、労働能力のない老人の福祉が国民的福祉の低水準のもとで高水準でありうるか、言いかえると老人の福祉が国民生活の貧困のもとで高水準でありうるか、第三に、老人福祉の発展のための社会的責任、つまりその財源の負担は誰にあるか、といった本質的な問題が明確にされていないからである。このような本質的問題を明確にせずには老人問

題の根本的解決はありえないのではないだろうか。

以上のような問題意識にもとづき、この小論ではヨーロッパ諸国の社会保障制度の発展を分析することによって、老人が生存権を持つに至ったのは資本主義のいかなる段階においてか、それはなぜか、を歴史的・理論的に明らかにし、同時に老人が生存権を持つとすればそれは「労働に応じた分配」という資本主義の基本原則の修正を意味するのか、修正を意味するとすればその限界はどこにあるか、さらにその限界を一層押し広げる条件は何か、ということを明らかにしたいと思う。

II 老人の生存権の発達の歴史的分析

この節では老人が資本主義のいかなる段階から生存権を持つに至ったか、ということについて歴史的にみてみよう。

まず産業資本主義段階について考えよう。産業資本主義段階には社会保険や社会保障がまだ成立していなかったのであるから、労働者が老後の生活を維持するためには自己の貯蓄によるか、あるいは家族による私的扶養に依存しなければならない。しかしこの段階で労働者が自己の貯蓄によって老後の生活を維持することが可能であったとは考えられない。なぜならエンゲルスも指摘しているように¹⁾、当時の低賃金や労働寿命の短かさからいって、労働不能後の20～30年の生活費を自己の貯蓄によって維持することはとうてい不可能であったであろうからである。そうであるならば老後の生活費は子供の賃金の中に入っていたということになる。しかし老後の生活が家族によって扶養された形跡はない。栗田健氏によると、19世紀後半のイギリスでは一部の熟練労働者は彼一人の収入によってほぼ家計を維持しえたと考えられるが、他の大部分のより低い熟練労働者や不熟練労働者の場合には彼一人の賃金で家族を養うことができず、子弟の賃金収入が不可欠であった²⁾。注意すべきはここで家族という場合、

1) 「これら(劣悪な労働条件—筆者)の影響のために人々はすこぶる早く消耗してしまう。大抵のものは40歳で働けなくなる。」 F・エンゲルス「イギリスにおける労働階級の状態」 武田隆夫訳、新潮社、1960年、172ページ。

そこには老人は含まれていなかったということである。この点は栗田氏の著書では明らかにされていないが、E・W・バージェスがヨーロッパで拡大家族制度が家族に対する保障を与えたのは産業革命前までである、と指摘していることから明らかである²⁾。こうして当時は労働条件が比較的恵まれた一部の熟練労働者でさえ核家族を養う賃金しか与えられていなかったものであり、まして他の大部分の不熟練労働者はそれさえ与えられていなかったのである。その結果、労働者出身の老人の過半は被救恤貧民に転落してしまった。小川喜一氏は19世紀末葉のイギリスでは65歳以上のすべての男女の2/3が被救恤貧民に転落していたと指摘している³⁾。このことは資本家階級や自営業者を除いた労働者世帯だけを見ると、65歳以上の過半数の人々が被救恤貧民に転落していたことになるだろう。もちろん被救恤貧民に転落しても生存することは可能であった。しかし老齢により働く能力のない貧民は救貧院に強制的に入れられたのであり、そこではすべての人権が奪われ、囚人として取扱われたのであって⁴⁾、救貧法による保護はむしろ生存権の否定であった。このように考えると、産業資本主義段階に老人が生存権を持っていたとはとうてい考えられない。

次に独占段階以降の老人の生存権の発達についてみてみよう。周知のように、ドイツとイギリスで社会保険制度が成立したのは19世紀末から20世紀始めにかけての、資本主義が独占段階に発展しはじめた時期である。この社会保険制度の成立過程で老人の社会的扶養も発展し始める。すなわちドイツにおける1889年の老齢保険法、イギリスにおける1908年の無拠出老齢年金法の成立である。これらはいずれも当時の老齢貧民問題の深刻化に対してとられた措置であり、老齢者の生存権に与えた制度的影響は大きい⁵⁾。しかしそれらが実際に高齢者

2) 栗田健「イギリス労働組合史論」、未來社、1963年、36ページ。

3) E・W・バージェス編「西欧諸国における老人問題」、森幹郎訳、社会保険出版社、1975年、39ページ。

4) 小川喜一「イギリス社会政策史論」、有斐閣、1961年、202ページ。

5) エンゲルス、前掲書、285—290ページ。

6) 岸本英太郎氏はイギリスの無拠出年金制度について、「一定の条件を具備する高齢者にたいし、無拠出の年金を権利として与えたことは画期的であり、救貧法解体の歩を大きく進めたものであった。」と指摘されている。岸本「社会政策」第5版、ミネルヴァ書房、1968年、144ページ。

の救済に果たした役割は非常に制限されていた。それはドイツの場合には老齢年金の受給者がきわめて限られたためであり⁷⁾、イギリスの場合には無拠出年金制度が資力調査を伴ったこと、年金額が非常に低く、救貧法と事実上かわらなかつたことによる⁸⁾。その結果老齢貧民の状態はいっこうに改善されず、例えばイギリスでは「ラウントリー氏が1936年にヨーク市で調査したところによると、老齢による貧困は他の原因による貧困よりもはるかに深刻なものであった。」⁹⁾という状態が依然として続いていたのである。このように独占段階に入って老人問題が深刻化するにともない彼らに対する救済制度が発展してくるが、しかしその実態はなおきわめて貧弱であった。したがって独占段階には老人の生存権の確立の端初が形成されてくるが、しかしなお生存権は確立していなかつたといえる。

最後に第二次大戦後の国家独占資本主義段階、特に最近のヨーロッパ諸国の老人の社会的扶養の発展についてみてみよう。第二次大戦後、資本主義諸国はイギリスのベヴァリッジ・プランに典型的にみられるごとく、戦後の復興に労働者階級を積極的に参加させること、階級闘争を緩和することを目的として、また世界労連を中心とした労働者階級の社会保障に対する闘いも強まったこと、などにより社会保障制度の体系的整備を進めた。しかし老人に対する社会的扶養が不十分なながらもほぼ確立しつつあるのは最近になってからである。イギリスでは1965年に実施された「退職年金受給者の経済その他の諸事情に関する調査」によって85万人の老人が国民扶助による基準以下の所得で生活していながら、保護をうけていないことが明らかとなった。そのため「1966年社会保障省法」によって従来の慈善的な国民扶助から補足給付へと名称が改められ、とくに老齢者に対する補足年金の受給条件が著しく緩和された¹⁰⁾。また国民保険の退職年金も1965年1月と67年10月に大幅に引き上げられ、1974年には物価・賃金に対する完全な自動スライド制がとられるようになり、また1970年11月から

7) 近藤文二「社会保険」、岩波書店、1963年、126—127ページ。

8) 岸本、前掲書、244ページ。

9) ベヴァリッジ「社会保険および関連サービス」、山田雄三監訳、至誠堂、1969年、139ページ。

無拠出制の老齢年金が80歳以上のすべての老人に国民保険基金より支払われるようになり、さらに老人に対する年末一時金の支給も1972年12月から実施されるようになった¹⁰⁾。フランスも同様で、一般民間労働者を対象とする拠出制の一般制度の平均給付額は1969年当時2,959フランで、最低賃金(SMIG)7,207フランの41.1%にしかならなかった。そのため1975年から年金額の算出方法が改められ、完全年金の場合65歳で年金の受給を開始すると、自己の被保険者期間のうち最も高い賃金を取得した10年間の平均賃金(再評価あり)の50%に相当する年金額が支給されることになった。その他、拠出制の年金額が低い者とか、拠出していなかった者には老齢手当制度と国民連帯基金からの補足手当が支給され、その結果、1974年1月現在のフランスにおける老齢保障の最低額は年額6,300フラン(単身者、65歳以上の妻がいる場合には9,300フラン)となり、かなり高くなっている。また従来著しく低かった自営業者の年金額も急速に改善されつつある¹¹⁾。さらに老人福祉が最も発達している国としてスウェーデンをあげることができる。しかしスウェーデンでも社会保障制度が大きく発展したのは1960年代である¹²⁾。この国ではすべての高齢者に権利として与えられる基礎年金額は1977年現在単身者で13,420クローナ、夫婦で21,890クローナ(日本円ではそれぞれ6万8千円、11万1千円)が与えられ、その上にスウェーデン有業人口の80%がカバーされている国民追加年金制度(被雇用者は無拠出)があり、この国民追加年金と基礎年金で、スウェーデンの既婚者世帯の50%以上が月額27万円の年金額が支給され、さらに年金収入しかない老人には住宅手当が支給されるのである¹³⁾。

以上のように、現代のヨーロッパ諸国の老人の社会的扶養はまだ多くの問題

- 10) 田中寿, イギリス社会保障政策の動向, 「レファレンス」255号, 1972年7月, 20—21ページ。
- 11) 一圓光弥, イギリスの社会保障の最近の動向, 「季刊社会保障研究」第12巻2号, 1976年9月, 2—8ページ。
- 12) 上村政彦, フランス社会保障の最近の動向, 「季刊社会保障研究」第10巻3号, 1974年12月, 82—83ページ。
- 13) 川口弘「福祉国家の光と影」第3版, 日本経済評論社, 1974年, 217ページ。
- 14) 川口弘, 現代福祉国家の経済的側面, 「季刊社会保障研究」第13巻2号, 1977年9月, 4—5ページ。

があり、給付水準もスウェーデンを除くと十分とはいえない（これについては後述する）が、基本的にはほぼ確立されつつあるといえるだろう。それは一言でいうと、従来のように拠出を要件として給付するのではなく、拠出の有無にかかわらず、国民の最低限を保障するのは国家の義務であり、また保障されるのは国民の基本的権利である、という考え方である¹⁵⁾。

III 老人の生存権の発達の理論的分析

第二節でみたように、老人の生存権が発展しはじめたのは独占段階以降であり、それがほぼ確立したのは第二次大戦後であった。この節では独占段階以降に老人の生存権が発展する経済的必然性について分析する。

生存権という場合、その法的分析については多くのすぐれた文献がある¹⁶⁾。しかし人々が法律上の生存権を持つとしてもその経済的裏づけがない限り、それは単なるプログラム規定にすぎなくなるであろう。したがって生存権を実体あるものにまで高めるためには経済的分析が不可欠なのである。そこで以下老人の生存権の発達について経済理論的に考察することにする。

従来の研究で老後の生活問題が経済理論的にとりあげられたのは、老後の生活費が労働力の価値に含まれるといえるか否かの論争においてである。すなわち岸本氏は、労働力の価値の大きさは労働者およびその家族の生活費であり、それは生理的なものではなく、歴史的・社会的なものであり、そしてそれは熟練の育成費だけでなく、災害・疾病・失業・老齢による労働不能の場合の生活

15) この点について高橋武氏は「今日の社会保障にあっては、拠出と給付との関係性は、私保険のように義務と権利との裏腹の関係ということではなくなった。拠出は依然として義務であっても、それはもはや給付への権利や給付水準を大きく左右するがごとき機能は与えられなくなった。」と指摘している。高橋、社会保障における年金制度の問題点、「季刊社会保障研究」第1巻1号、1965年6月、17ページ。また川口氏もスウェーデンの社会福祉制度の基本的考え方として、「少なくとも国民の合意によって認められたナショナル・ミニマムとしての最低限度の福祉は所得と財産の大小や労働能力の大小いかににかかわらず、すべての国民に保障されるべきものであり、その保障は国民の基本的権利だという観点であろう。」と指摘している。川口、前掲雑誌、3ページ。

16) 例えば小林直樹、生存権理念の展望、「法哲学四季法」第4号、1949年11月、高柳信一、生活権思想の展開、岩波講座「現代都市政策」V、1973年。

費も含まれる¹⁷⁾、とされる。この見解に対して徳永重良氏が批判されている。それによると、労働者が上述のような事故に落ち込んだ場合、「生活水準の切り下げを余儀なくされ、時には廢疾、死亡、被救恤民への転落」をしいられ、「労働者としての地位から引退することを強制させられる」ので、労働不能ないし中断のさいの生存費を労働力の価値に含めるのは不適當であるとし、岸本氏の誤りは「労働運動に媒介されつつ特定の時期以降、歴史的に形成されてきたもの（社会政策や福利施設—筆者）が、アプリアリに本質次元に混入され」、そのため「労働力価値という概念が當為の概念になっていること」¹⁸⁾であるとされる。この点については徳永氏の指摘が正しいであろう。前述したように、産業資本主義段階には老人は生存権を持たなかったものであり、老後の生活費が労働力の価値に含まれていたとは考えられない。岸本氏のいわれるごとく、労働力価値の大きさは単に生理的なものだけでなく、歴史的・社会的なものであるとしても、また熟練の育成費だけでなく、災害・疾病・失業・老齢による労働不能の場合の生活費を含むとしても、それらがどの程度まで労働力の価値に含まれるかは生産力の発展と、その敵対的・無政府的性格が労働者階級に及ぼす影響、そして労働者階級の闘争力に依存する可變的な大きさであって、それらが無条件に労働力価値に組み入れられるのではないのである。しかし他方徳永氏の見解では、独占段階以降に老後の生活費が労働力の価値に組み入れられるのか、組み入れられるとすればそれはなぜか、ということが明確でない。したがってこの点について分析する必要がある。

筆者は別稿（「労働力価値の変動の理論的分析」、『経済論叢』121巻1・2号、「労働力価値の変動の歴史的分析およびその下限の計測」、同121巻3号）で労働力価値は長期傾向的には上昇すること、労働力価値とその価格である賃金の乖離という現象が生じたのは独占段階以降であり、国独資段階にはこの乖離が一層大きくなること、その結果、独占段階以降に社会保険や社会保障が発

17) 岸本、窮乏化法則と労働者階級、「経済研究」第9巻3号、1958年7月、199ページ。

18) 徳永重良「労働問題と社会政策論」、有斐閣、1970年、80—81ページ。

展する経済的必然性があることを明らかにした。労働力価値の変動の詳しい理論的内容については上述の論文を参照していただき、ここでは老人の生存権という小論のテーマに直接関連することについてのみ言及する。

まずはじめに労働力の価値について簡単に説明しよう。労働力の価値とは、ある特定の社会において労働者とその家族が生活するうえで必要不可欠な生活必需品の価値であり、それは単なる肉体的・生理的条件によって規定されるのみならず、文化的・歴史的諸条件によっても規定される。そしてその大きさは基本的には生産力の発展に規定され、ある特定の社会ではその生産力段階に照応して一定の客観的な生活様式と生活水準が形成される。労働者は賃金によってこの生活水準を維持するのであるから、賃金と労働力の価値は基本的には一致すると考えなければならない。しかし生産力の発展が著しい時期には労働者の欲望水準を著しく上昇せしめ、新しい商品の使用を強制しながらその生活様式を急速に変革する。こうした時期には生活必需品の価値が賃金を大幅に上まわるようになる。その場合労働者は一方でその闘争を強め、また家族の多就業によって取入を増加させながら、他方では家族規模の縮小（産児制限、老人切り捨てによる核家族化。なお労働力の価値と価格の乖離による産児制限については拙稿「発達した資本主義諸国における出生力低下とその社会経済的要因について」、『経済論叢』121巻6号を参照していただきたい）といった生活構造そのものを変化させることによって賃金を労働力の価値に一致させようとするのである。

次に労働力価値と価格の乖離という現象がなぜ独占段階以降に生じたかということについてみてみよう。

資本主義は巨大な生産力の発展によって生活必需品の価値を低下させ、機械の利用によって熟練を分解し、婦人・児童労働を採用し、相対的過剰人口を累積させ、さらに賃労働者化により家族規模を縮小させて労働力の価値低下、価値分割を押し進める。しかし他方ではこの同じ要因が労働力の価値を上昇させる。生産力の発展は労働者が入手する生活必需品の量を増大させ、自営業の分

解はその低生活水準の賃金の死錘としての機能を解体させ、婦人の労働力化は家庭内の様々の仕事を外部に依存させることによって貨幣支出を増大させる。さらに賃労働者化による世帯の構造的変化は生産力の敵対的かつ無政府的発展とあいまって、災害・疾病・失業・老齢などの事故に対する抵抗力を弱める。しかし産業資本主義段階には生産力の発展はまだ低く、生産力の大きな発展がある場合でも労働者階級が階級として未成熟で、その力も弱かった¹⁹⁾ために、彼らが消費しうる商品量はなお少なかった。また自営業もまだ広範に残存しており²⁰⁾、さらに有効な社会立法は皆無といってよい状態で²¹⁾、依然として「貧困・労働苦・奴隷状態・無知・粗暴・道徳的墮落の蓄積」²²⁾といった前近代的な生活水準とそれほどかわらない状態が続いていたのである。こうした労働者階級全体が「古典的貧困」のもとであえいでいる状態の中では老人が生存権をもちえなかったのは自明であろう。

それに対して独占段階以降には労働力価値を上昇させる要因が飛躍的に高まる。生産と資本の集積、集中、不等価交換により農業や都市自営業が解体し、その生活水準の上昇—生活の都市化が著しく進む。労働者階級の闘争力も高まり²³⁾、その生活水準も上昇する。特に国独资段階ではいわゆる「有効需要創

19) 戸塚秀夫氏によると、19世紀中葉のイギリス綿工場では18歳未満の年少者と18歳以上の婦人労働者は全労働者の70～80%に達し、また男子不熟練労働者も一部の熟練工のもとに下請工として従業していた。そのために労働者の団結が困難で、その闘争力もきわめて弱かったと考えられる。戸塚「イギリス工場法成立史論」、未来社、1966年、150ページ。

20) 相沢与一氏はイギリス最低賃金法が成立する歴史的過程を分析することによって、婦人と児童を主とする豊かなチープ・レーバーの存在により、広範な小工業・家内工業が下請制度のもとに存在していた、と指摘している。相沢「現代最低賃金制論」、労働旬報社、1975年、75—76ページ。

21) 小川喜一氏は1834年の救貧法は「労働能力を持つ貧民」に対しては一切の院外救助を拒否し、院内救助も最も屈辱的な条件でしか与えられず、したがってそれは貧民救済策というよりも低賃金労働者創出策であった、と述べられている。小川、前掲書、144ページ。また戸塚氏は工場法について、その保護は児童・年少者・婦人に限られたこと、それが適用された業種は繊維業など数種類に限られたこと、制度の実施上でも工場監督官の不足や軽い罰金制度などの問題点を指摘している。戸塚、前掲書、285—300ページ。これらの指摘からもわかるように、当時の社会立法の労働者保護に及ぼす効果はあまり大きくなかったと考えられる。

22) マルクス「資本論」第1巻2分冊、大内・細川監訳、大月書店、1968年、840ページ。

23) イギリスにおいて労働組合の力が強まったのは19世紀末である。例えばコールは19世紀最後の20年間に労働組合運動に大きな変化があらわれ、「新しい組合が、次々に多くの職業に作られ、

出」の名のもとにデモンストレーション効果による労働者の消費欲望の意図的拡大がはかられ、その生活水準は著しく上昇する。さらに独占価格とインフレーションにより老後の生活設計が不可能となり、教育費、住居費、医療費、レジャー費、租税などの非弾力的費用が家計を圧迫し、共稼ぎの増大、世帯人員の一層の縮少を招く。また科学技術の著しい発展とその敵対的利用によって労働災害、公害、交通事故の激増などの「事故の社会化」といわれる現象が脆弱化した家庭を一挙に崩壊せしめる。これらの諸要因は相互に関連しており、例えば共稼ぎの増大によって保育所などの社会施設が必要となり、世帯人員の縮少は老人問題や障害者問題を顕在化させ、それがまた各種の社会的施設の増大を必要とさせるといったごとくである。要するに、独占段階に入って労働力価値が累積的に上昇する結果、賃金との乖離がきわめて大きくなり、賃金だけでは生活できない、いわゆる「自助原則の崩壊」といわれる現象が広範に進行するのである。ここにこそ独占段階に入って、ことに国独資段階に至って社会保険や社会保障、そして社会的共同消費手段などの公的サービスが発展せざるをえない経済的根拠があるのである。

以上に述べたように、独占段階以降、ことに国独資段階に至って労働力価値と賃金の乖離が恒常化し、老人の私的扶養が困難となり、そのために老後の生活が社会的に扶養されざるをえなくなるのである。ここで注意すべきは、単に老人の私的扶養が困難であるといったことだけではその費用の労働力価値への組み入れ＝社会保障の発展につながらないということである。老人の私的扶養が困難であったのは産業資本主義段階でも同じであり、そこでは社会保障の発展も老人の生存権の発達もなかった。労働者階級が無権利で貧困な状態のもとではこれらは発展しえないのである。第二次大戦後それらが発展したのは私的扶養が困難になったという条件の他に、生産力水準が飛躍的に高まったこと、労働者階級の闘争力が強化され、社会的権利も高まってその生活水準が著しく

／ていった。労働組合運動は飛躍的にその強さを増した。」と指摘している。G・D・H・ホール「イギリス労働運動史」Ⅲ、林・河上・嘉治訳、岩波書店、1957年、5ページ。

上昇したこと、しかしそのことによってかえって生活基盤が脆弱化したこと、といった諸事情によるのである。すなわち、労働者の生活水準が上昇して賃金との格差が大きくなり、その結果、彼らの生活基盤が脆弱化し、貧困への転落の危険性が老人や障害者などの特定の人々の問題ではなく、すべての国民諸階層の問題となったこと、そのために国民的最低限の生活（ナショナル・ミニマム）の保障を求める運動が高まり、その保障が国家の義務となるに至ったこと、そしてこの最低限の生活の保障が確立され、かつその水準が高まっていくにつれて、老後の生活もこの最低限の生活水準に規定され、その結果、老人の生存権が確立してくるのである。したがって老後の生活費が労働力の価値に組み入れられ、老人が生存権をもつためには、労働者階級全体の生活水準の上昇と国民的最低限の生活保障の確立が不可欠なのである。

次に問題とされるべきは、上述のように資本主義社会で老人が生存権をもつようになるとすれば、それは資本主義の基本的な分配原則である「労働に応じた分配」という原則といかなる関係にあるか、ということである。

抽象理論的には資本主義のもとでは労働者は資本家に自己の労働力を販売することによってのみ生存しうる。したがって労働能力のない人々は生存しえないことになる。しかし前述したごとく、第二次大戦後のヨーロッパ諸国では老人の生存権はまがりなりにも確立されつつある。これは「労働に応じた分配」という原則からすればどのように理解すべきであろうか。筆者は今日では、この「労働に応じた分配」という原則は部分的に修正されつつあると考える。それは先にもみたように、現代の労働者生活は労働力価値の累積的増大の結果、もはや賃金のみでは生活しえなくなっているからである。すなわち、賃金はなお「労働に応じた分配」という原則によって支払われているが、もはや今日では賃金は労働者の生活必需品の一部を賄いうるにすぎず、他の部分は社会保障や社会的共同消費手段によって補完されざるをえなくなっている。そしてこれらの公的サービスは「労働に応じて」ではなく、「必要に応じて」という側面が強くならざるをえない²⁴⁾。それは前述したように、年金の給付が拠出を

要件としなくなり、抛出の有無にかかわらず国民的最低限を保障するのは国家の義務である、という考え方が強まっていることから明らかである。

要するに、「労働に応じた分配」という原則がどの程度まで修正されるかは国民的最低限の生活保障がいかなる水準にあるかによって規定されており、後者の水準が高ければ高いほど「労働に応じた分配」という原則が修正され、「必要に応じた分配」という原則の比重が高くなるのである。

IV 資本主義における老人の生存権発達の条件

第二節と第三節でみたように、歴史的にみても独占段階以降、ことに国独資段階に老人の生存権は発達したし、理論的にもそうならざるをえない経済的必然性が明らかとなった。また老人の生存権の発達の根拠は国民的最低限の生活保障の確立とそれによる「労働に応じた分配」という原則の修正、「必要に応じた分配」という原則の比重の拡大にあることを明らかにした。しかし問題はこの「必要に応じた分配」の原則が資本主義のもとで無制限に拡大されることはありえないということである。第一に、資本主義のもとでは労働者の基本的生活維持手段は賃金であり、そうでなければ労働者は労働を拒否し、その結果、賃労働制度は崩壊するであろうからである。第二に、同じことであるが、労働能力のない人々の福祉水準はそれのある人々の福祉水準を決して超えることができないからである。もし労働能力のない人々の福祉水準がある人々のそれを超えるとすれば、やはり労働者は労働を拒否し、賃労働制度は崩壊する。第三に、社会保障などの公的サービスは資本家の負担を別とすれば労働者の賃金から支払われるのであるが、その抛出金（租税も含む）の賃金からの控除には後述するように限界があるからである。第四に、所得比例年金制度にみられるこ

24) フランスの国独資研究者達は、「現代の国家独占資本主義のもとでは、賃金は労働力の価値の基本的部分であるにせよ、一部をあらわすにすぎず、しかも……その比重は減少傾向をたどる」とし、他の一部は「集団的形態」の給付となるが、その決定基準は「賃金の場合と異なり、人民の直接の必要性によっている。」とする。高木督夫、賃金への独占と国家の圧迫、小林勇編「現代の労働組合運動」I、大月書店、1971年、307ページ。

とく、いまなお拠出に応じた給付といった一種の「公平主義」の原則を排除しえないからである。このように資本主義のもとでは「必要に応じた分配」には一定の限界があるのであるが、この限界を押し広げることは可能である。そのためには各国の老人扶養の問題点を分析する必要がある。そうすることによって「必要に応じた分配」の一層の拡大を阻止しているものは何か、そしてその拡大をはかるための条件は何か、ということが明らかになるからである。

前述したように、ヨーロッパ諸国の老人の社会的扶養は着実に前進しつつあるが、なお多くの問題がある。その中でもここでとりあげたいのは第一に給付水準の問題であり、第二に費用負担の問題である。イギリスでは退職年金の給付水準は1963年3月に単身者3.375ポンド（週額）、夫婦5.45ポンドであったのが、1975年4月にはそれぞれ11.60ポンド、18.50ポンドと3倍余に増加された。しかしこれ（夫婦給付額）を対平均賃金比（製造業およびその他産業の21歳以上男子平均週賃金）でみると、1964年の30.1%から75年の32.5%とほぼ30%の水準にあり、対平均賃金比でみるかぎり給付水準の改善がなされたとはいいいがたい²⁵⁾。周知のように、ILO 条約による年金給付水準は従前所得又は給付時の普通成年男子労働者の賃金の40%（102号条約）ないし45%（128号条約）を支給すべきであるとしている点からみると、その低さは明白である。また1966年に改正された補足給付をみても、改正された1966年と67年には改正前よりいくらか高まったが、その後低下しはじめ、1973年以降には改正前の対平均賃金比28.9%を下まわるに至っている。次にフランスについてみると、民間労働者を対象とした拠出制の一般制度は1969年現在の平均年金額は2,959フラン（同年の最低賃金の41.1%）で、これは同年の拠出の有無にかかわらず支給される最低保障額2,600フランと大差がない。そしてこの最低保障額は現業被用者平均賃金額の17.6%（1968年）にすぎない。したがって拠出制の一般制度の平均年金額も現業被用者平均賃金の20%程度にすぎないのである²⁶⁾。これに対して

25) 一圓光弥、前掲雑誌、4ページ。

26) 上村政彦、前掲雑誌、82ページ、および平山卓、フランスの社会保障、「レファレンス」252号、1972年1月、113ページ。

スウェーデンの年金制度は非常にすぐれている。カール・G・ウワーによると、すべての老人に与えられる基礎年金（夫婦）は1963年で製造業の成年男子の平均手取給料の40%ないし45%に相当していた²⁷⁾。その上にスウェーデン有業人口の8割がカバーされている国民追加年金制度があり、これを加えるときわめて高い年金額が得られることになる。

次に費用負担の問題についてみてみよう。イギリスでは1950年から70年までの20年間に社会保障費は年率9.2%で増加し、その結果、国民所得に占める社会保障費の割合は1950年の9.6%から70年の15.5%にまで上昇した。この国の社会保障の特徴はその費用の大部分が国によって負担されていることで、国民保険と労災保険を除いた補足給付、家族手当、国民保健サービスなどは全額国庫負担ないしそれに近い負担であり、国民保険と労災保険の国庫負担は15~17%である。国民保険について労使負担分をみると、1960年までは雇主49：被用者本人51、1961年折半、68年53：47、69年54：46と雇主負担分がいくらか高くなってきている²⁸⁾。

フランスの社会保障費は1960年を100とすると71年には458と大幅に増加している。この国の社会保障財源の特徴は当事者の保険料によって賄われ、国庫負担が少ないことである。したがってフランスの社会保障の財源をみる場合には労使の保険料率をみるものがきわめて重要である。社会保障の全部門についてみると、1951年1月から71年1月の間に被保険者の保険料率は1回（0.50%）引き上げられただけであるのに、使用者は4回（2.70%）も引き上げられ、その結果、71年1月には被保険者が負担する保険料率は6.5%であるのに対し、使用者は32.7%と使用者の負担率が著しく高くなっている²⁹⁾。

スウェーデンでは1964~71年における社会サービス支出の年平均増加率は

27) カール・G・ウワー「スウェーデンの社会保障制度」、山上賢二郎訳、八千代出版、1975年、73ページ。

28) 一圓光弥、イギリスにおける社会保障制度とその費用負担、「国際社会保障研究」第17号、1976年3月、19、25-31ページ。

29) 上村政彦、フランスにおける社会保障制度とその費用負担、「国際社会保障研究」第16号、1975年9月、6-10ページ。

16.8%で、この間における経済成長率10.2% (年率) を上まわり、対国民所得比は20%を超えている。これを負担者別にみると、1960~71年の間に疾病保険は、国庫負担と被雇用者負担が減少 (それぞれ23.4%→16.0%、46.2%→29.3%) し、雇主負担が増えている (29.0%→53.0%)。基礎年金 (雇主拠出金なし) では国庫負担金が増え (43.3%→59.6%)、被保険者拠出金が減少している (40.1%→28.9%)。追加年金 (国と地方公共団体負担なし) は雇主拠出金が減少している (97.3%→68.2%) が、それにかわって利子・基金からの繰入れが増えている (2.7%→28.2%)。しかしこれは資本家の拠出金についてのものであるから、追加年金の負担は実質的にはほとんどすべて雇主負担である³⁰⁾。

以上にみた給付水準と費用負担の現状から、筆者は資本主義のもとで「必要に応じた分配」原則の一層の拡大、老人の生存権の発達のためには次の二点が絶対に必要であると考え、一つは労働者の賃金・生活水準の上昇と国民的最低限の確立であり、二つは老人扶養の費用を国家と資本家の負担に帰せしめることである³¹⁾。第一の点についてみると、スウェーデンを除いたイギリスとフランスの年金の給付水準はまだまだ低かったが、その基本的原因の一つに労働者の低賃金・低生活水準という問題がある。労働者の賃金が低く、その生活水準が低い状態では決して老人の福祉は高水準でありえない。それは資本主義のもとでは労働能力がない人々の福祉水準はそれがある人々の水準を超えることができないという一般的意味においてだけでなく、より具体的には国民福祉の水準は労働者の拠出に依存せざるをえないからである。イギリスは第二次大戦後ベヴァリッジ・プランのもとに均一拠出・均一給付の国民保険制度を採用したが、均一拠出のもとでは低賃金労働者も拠出しうる低い水準の額に決定されねばならず、そのために国民保険、とくに年金保険の給付改善においつかず、

30) 石本忠義、スウェーデンにおける社会保障制度とその費用負担、「国際社会保障研究」第17号、1976年3月、6、9-10ページ。

31) この二つの条件の他に当然生産力水準が高くなければならないのは自明である。周知のように、封建社会では生産力の低さのために老人の遺棄、殺人がおこなわれた。しかし今日の発達した資本主義国では生産力の低さは問題とならない。それはこれら諸国の巨額の軍事費や交際費などの不生産的支出をみれば明らかである。

保険財政の危機に瀕した。その結果、1961年に年金部門に、1964年には年金以外の国民保険にも所得比例制が採用されたがなお保険財政の改善に役立たず、1975年4月からはついに拠出においては所得比例制を、給付においては均一給付を採用するようになった。この改正はもっぱら保険財政上の理由によるものであり、しかも所得税の増加も加わって低所得層でも負担の増加が大きくなっている³²⁾。上述のように、年金額を対平均賃金比でほぼ一定に保つのでさえ労働者の負担能力いっばいの拠出をしなければならないとすれば、給付水準の一層の改善は困難といわざるをえない。したがって給付水準のより以上の改善のためには労働者の賃金・生活水準の上昇が不可欠なのである。ところが1960年代におこなわれた各種調査によると、イギリスの全人口の9%近い約500万人が政府のナショナル・ミニマム以下の生活をしていたのであり³³⁾、ボーダー・ライン層を含めるとこの数もはるかに多くなるだろう。こうした貧困な人々が多く存在することこそイギリスの社会保障制度を、したがって年金の給付改善をおくらせている重要な原因の一つなのである。

次に第二の点についてみてみよう。先に指摘したことからわかるように、ヨーロッパ諸国の社会保障財源の変化にみられる特徴は第一に、国家ないし地方公共団体の負担が増加していること、第二に、雇主負担分の比率が高くなり、被保険者負担の割合が低下していることである。このことからきわめて重要な結論を導き出さう。それはこれら諸国ではもはや労働者の拠出金には依存しえなくなっていること³⁴⁾、したがって社会保障や老人の生存権をより一層発展させるためには資本家の負担と国家の負担を増加させることが不可欠だということである。川口弘氏はスウェーデンについて、社会保障費の企業と国家の負担が高いことを指摘しながら、同時に法人税率は減価償却規定があいまいであ

32) 一圓光弥、イギリスの社会保障の最近の動向、14—15ページ。

33) A・B・アトキンソン「イギリスにおける貧困と社会保障改革」、田中・今岡訳、光生館、1974年、23ページ。

34) 川口氏はスウェーデンの労働者の所得税は平均年収の35～41%に達し、逆累進的付加価値税の導入(1969年)も加わり、国民の負担が高まっている、と指摘している。川口「福祉国家の光と影」、154ページ。

ること、無税の投資基金制度、在庫準備金制度などにより、先進工業国の中で最も有利な税率である、と指摘している³⁵⁾。このことからわかるように、スウェーデンのように老人福祉が最も発達した国でも、それは労働者の重い負担によってなされたのであって、なお資本家の負担を高めることが可能であり、それによって一層老人福祉を発展させることが可能なのである。フランスでも今のところその効果は大きいといえないが、老人福祉の財源を大きな利潤を得た企業に負担させる国民連帯基金制度が実施されている。老齢保障を発展させるためにはこの制度のより以上の発展が必要であろう。

要するに、資本主義のもとで老人の生存権の一層の発展のためには、労働者階級全体の生活水準の上昇と国民的最低限の確立、ならびに社会保障費用の国家および資本家負担の一層の増大が不可欠なのである。

要 約

(一)老人の生存権が発達しはじめたのは独占段階以降であり、それがほぼ確立されてくるのは第二次大戦後の国独資段階である。

(二)独占段階以降、ことに国独資段階に老人の生存権が確立されるようになったのは、労働者階級の闘争力と社会的権利が高まり、その生活水準が著しく上昇したこと、しかしそのことによってかえって独占段階以降労働力の価値と賃金の乖離が恒常化し、生活基盤が脆弱化したこと、そのために老人の私的扶養が困難となると同時に、老人以外のすべての労働者諸階層が貧困に転落する危険性が強まり、かくして国民的最低限の生活を保障するのが国家の義務となる。その結果、老人もこの国民的最低限の生活にもとづいて社会的に扶養されるようになり、生存権を持つに至るのである。

(三)社会保障制度や老人の社会的扶養の発展は資本主義の基本原則である「労働に応じた分配」の原則を廃止することはできないが、部分的に修正するものである。そして「必要に応じた分配」原則をより以上に発展させるためには第

35) 川口、前掲書、151ページ、240ページ。

一に、労働者の生活水準のより一層の上昇と国民的最低限の生活保障の確立、
第二に、社会保障費用の国家と資本家負担の一層の増大が必要である。現代の
ヨーロッパ諸国の老人扶養は発展しつつあるがなお問題が多い。それはまだ多
く存在する貧困の問題、まだ少ない資本家の負担など、この二点になお改革の
余地があるからである。そもそも現代資本主義は持続的慢性インフレをさける
ことができず、そのために老後の生活設計が困難となっているのであるから、
老後の社会的扶養の責任はこのインフレをもたらし、それによって利益を得て
いる国家と資本家が負うのが当然なのである。